

# 学校ボランティア育成事業 補助金交付要綱

## 【趣旨】

第1条 小城市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）は、学校ボランティアの育成を図るため、市社協が指定したボランティア活動協力校に対し補助金を交付する。

## 【交付の対象及び補助金額】

第2条 補助金交付の対象は、「学校ボランティア育成事業実施要領」の「4. 活動内容」に定める事業の実施に要する経費とし、これに対する補助金額は、別表「指定校補助金額」のとおりとする。

## 【補助金の交付申請】

第3条 協力校は、「実施計画書」（様式第2号）を添付のうえ、「補助金交付申請書」（様式第3号）を提出する。

## 【補助金交付の条件】

第4条 補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) この補助金交付要綱に従うこと。
- (2) 協力校は、年度当初に活動計画を立て、「実施計画書」を提出すること。
- (3) 年度の終了時には、その年度の活動した内容を「実績報告書」として、提出すること。
- (4) 補助事業に係わる収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、5年間保管すること。

## 【補助金交付の決定通知】

第5条 市社協は、補助金交付が決定したときは、当該協力校に対し、速やかに決定通知書（様式第4号）で通知するものとする。

## 【補助金の交付】

第6条 補助金は、前条規定による補助金交付決定後に交付するものとする。

- 2 前条の規定により補助金交付の決定通知を受けた協力校は、「補助金請求書」（様式第5号）を提出すること。

## 【補助金の実績報告書】

第7条 補助金の実績報告は次に掲げるとおりとする。

- (1) 協力校は、「実績報告書」(様式第6号)を1部提出する。
- (2) 前項の「実績報告書」に活動中の写真2枚以上を添えて提出する。  
その提出期限は、毎年度3月20日とする。

### 附 則

1. この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

第2条 別表

学 校 名	補 助 金 額
小城市立桜岡小学校	40,000 円以内
小城市立三里小学校	40,000 円以内
小城市立晴田小学校	40,000 円以内
小城市立岩松小学校	40,000 円以内
小城市立三日月小学校	40,000 円以内
小城市立牛津小学校	40,000 円以内
小城市立砥川小学校	40,000 円以内
小城市立芦刈観瀾校小学部	40,000 円以内
小城市立小城中学校	40,000 円以内
小城市立三日月中学校	40,000 円以内
小城市立牛津中学校	40,000 円以内
小城市立芦刈観瀾校中学部	40,000 円以内
佐賀県立小城高等学校	40,000 円以内
佐賀県立牛津高等学校	40,000 円以内